第三十五号様式（第五十条関係）

防除用器具貸付期間延長承認通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

植物防疫所長

年　　月　　日付け防除用器具貸付期間延長申請に対し、下記により期間を延長する旨の決定があったので通知する。

記

一　貸付延長期間　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
二　返納の期日及び場所
三　その他必要な事項

第三十六号様式（日本産業規格Ａ４）（第五十四条関係）

防除用器具返納届

年　　月　　日

農林水産大臣　殿

住所
氏名又は名称及び代表者氏名

下記は　　年　　月　　日付け貸付承認通知書によって借り受けましたが、借受期間を満了したので同書に指定された返納の場所において返納します。

記

種類	
付属品	
数量	
農林水産省管理番号	
借受終了期日	
備考	

備考
　備考欄には、借受防除用器具の稼働日数及び稼働延べ時間数、当該器具による総防除面積、当該器具の故障の有無及び補修の状況等を記載すること。

附　則

（施行期日）
第一条　この省令は、植物防疫法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）
第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。